

令和5年度

長崎県専門医師確保
対策資金

【小児科・小児科（新生児）】

申請様式集

長崎県医療人材対策室

令和5年度長崎県専門医師確保対策資金

貸与者の募集について【小児科・小児科（新生児）】

長崎県福祉保健部医療人材対策室

長崎県では、将来、長崎県内公的医療機関の小児科に勤務を希望する初期臨床・専門研修医師に研修資金「専門医師確保対策資金」を貸与しています。

記

1. 募集対象者 将来、県内公的医療機関の小児科に勤務しようとする初期臨床・専門研修医（長崎県内の医療機関で研修を受ける方に限ります。）

2. 選考方法 書類選考等を実施し、その結果により決定します。
（募集締切後決定し、応募者に対して通知します。）

3. 貸与内容等

①貸与額 研修資金 月額上限15万円（年間貸与総額 上限180万円）

②貸与利率 年14.5%

③貸与期間 最大3年間

小児科で貸与を受けられていた方も引き続き新生児専門研修の貸与を受けることができます。（小児科、新生児で各貸与を受けられる場合、合計6年間）

④返還免除について

専門研修修了後2年までに、下記の勤務医療機関において小児科医として、貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務（離島地域の医療機関に1年以上勤務した場合は、1倍に相当する期間勤務）した場合、元金及び利息の返還を免除します。

※小児科専門研修時に引き続き、新生児専門研修時も研修資金の貸与を受けた場合、新生児専門研修の期間に下記の勤務医療機関に在職した期間は、必要勤務期間には参入いたしませんのでご留意ください。

4. 勤務医療機関

離 島：五島中央病院、上五島病院、壱岐病院、対馬病院、上対馬病院

その他：長崎県島原病院、平戸市民病院、長崎大学病院、長崎医療センター、長崎みなとメディカルセンター、佐世保市総合医療センター

5. 貸与の取り消しについて

次に該当する場合は貸与を取り消し、直ちに元金及び利息を返還することとなりますのでご注意ください。

- ・ 専門研修修了後2年までに、知事の指定する医療機関に勤務しなかったとき。
- ・ 返還の債務を免除する期間に達する前に知事の指定する医療機関に勤務する医師でなくなったとき。
- ・ 臨床研修又は専門研修の中止等により、知事の指定する医療機関に勤務する医師となる見込みがなくなったとき。

6. 貸与申請書等の請求及び問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部医療人材対策室

電話：095-824-1111（県庁代表）内線2421

095-895-2421（ダイヤルイン）

令和5年度長崎県専門医師確保対策資金貸与申請について

長崎県福祉保健部医療人材対策室

長崎県専門医師確保対策資金の貸与を希望される方は、下記の書類を提出してください。

記

1. 申請に当たって提出するもの（各1部）

- ① 長崎県専門医師確保対策資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 推薦書（様式第2号）
 - ・研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者（病院長等）が発行するもの
- ④ 保証書（様式第3号）
 - ・連帯保証人の所得証明書を添付してください。
- ⑤ 誓約書（添付様式）
- ⑥ 研修実施計画書の写し
- ⑦ 履歴書
 - 市販の用紙でかまいません。
 - 写真を貼付のうえ、中学校卒業後から現在に至るまでの経歴を記載してください。
 - ※メールアドレスの記載をお願いします。

2. 申請書類の請求及び提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部医療人材対策室

電話：095-824-1111（県庁代表）内線2421

095-895-2421（ダイヤルイン）

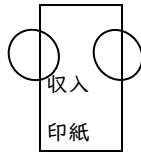
◎貸与申請における注意事項

- 記載には、すべて黒色の万年筆、ボールペン等を使用すること。鉛筆等は使用しないこと。
- 貸与申請書（様式第1号）の記載にあたっては、次の事に注意すること。
 - ① 住所は、現住所を番地、何々方まで正確に記載すること。電話番号も記載のこと。
 - ② その外は、詳細かつ正確に記載すること。
 - ③ 貸与総額の欄は、1, 800, 000円（年間貸与総額）と記入すること。
 - ④ 貸与期間は、令和5年4月から令和6年3月まで（1年）と記入すること。
 - ⑤ 緊急時の連絡先は、貸与者と連絡が取れないとき、確実に連絡が取れる者（父母兄弟等）とすること。
 - ⑥ 振込先金融機関は、銀行のみであること。本・支店名、当座・普通口座の別、口座番号を正確に記入すること。
- 保証書について
 - ① 連帯保証人は独立して生計を営む者でなければならない。
 - ② 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。
- 誓約書の記入について
 - ① 保証人は連帯保証人と同一人物であること。

※借用証書（様式第5号）について

- ・借用証書は、県からの貸与決定通知が届いてから提出すること
- ・連帯保証人は、先に提出した保証書と同一人とすること。
（保証人の印鑑登録証明書を1部添付すること。）
- ・借用証書には、2, 000円の収入印紙を借用証書の右上に貼り、その上に貸与を受ける者及び連帯保証人の割印をすること

※貼付例

様式第5号	割印 →	
借用証書		
	令和	年 月 日
長崎県知事 大石 賢吾 様		